

南三陸農業協同組合にかかる 信用事業強化指導計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第8条第1項)

平成 24 年 12 月

農林中央金庫

目次

1	はじめに	1
2	信用事業強化計画を実施するために行う指導の進捗状況	2
(1)	農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導	2
(2)	財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策への指導	6
(3)	被災債権の管理および回収に関する指導	6
3	指導体制の強化の進捗状況	7
4	経営指導のための施策の進捗状況	8
(1)	信用事業強化計画の履行状況の管理	8
(2)	モニタリング	9
(3)	計画の履行を確保するために必要な措置	11

1 はじめに

当金庫は、南三陸農業協同組合（以下、「当組合」という。）が被災地域の農業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援・被災地域の復興を担う重要な農業協同組合であるという認識の下、被災者等への円滑な資金供給機能を果たしていくために、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律を活用することにより、当組合の財務基盤の健全性を確保いたしました。

当金庫としましては、当組合がこれまで以上に地域の農業者への円滑な資金提供や充実した金融サービスの実施を図るよう、「信用事業強化指導計画」に基づく指導および助言を実施するなど全面的な支援を行っております。

2 信用事業強化計画を実施するために行う指導の進捗状況

(1) 農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

a 農業者に対する信用供与の実施体制の整備への指導

当組合では、復旧・復興に向けた動きに合わせ変化する被災者のニーズに対して総合的な相談対応を行い、適切なサポートを実施するため、仮設住宅の被災者を含む組合員・利用者等への毎月の訪問活動の実施、各支店への相談窓口の設置等、被災者支援のための体制を強化しております。

当金庫としましては、営農再開・生活再建に向けた取組みが進む中、信用事業強化計画等検討会議（以下、「月次検討会議」という。）を通じ、営農再開の状況および被災者からのニーズ把握を行い、県段階の農協系統諸団体と連携のうえ、指導・支援を実施しております。

また、当組合が開催した営農・融資担当者合同会議への参画や県段階の会議体を通じ、営農再開に向けた総合支援、訪問活動強化に向けた他組合での取組事例の紹介、当金庫が創設した復興ファンド等の情報提供を行っているほか、当金庫担当者の同行訪問による取組みサポートを実施しております。なお、全国農業協同組合連合会宮城県本部（以下、「全農宮城県本部」という。）とは、情報連携を目的とした月次の打合せを開始する等、県段階の連携強化を図っております。

b 農業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制への指導

当組合では、信用事業強化計画に掲げた施策の実施状況および計数実績等につきまして、月次検討会議において、組合長以下常勤理事が参画のうえ、進捗管理を行っております。

また、当組合の理事会においても、四半期ごとに信用事業強化計画の取組状況の報告を受け、計画の進捗状況を管理・検証するとともに、復興状況に応じた当組合の地域における信用供与の対応状況および地域の復興状況に合わせた施策を検討しております。

当金庫としましては、当組合が農業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資する方策を着実に実践するため、県段階の農協系統諸団体とともに、月次検討会議に毎月参画し、方策の具体化等に関する指導・助言を行っております。

これまでの月次検討会議においては、信用担当部署と営農担当部署

の連携強化に加え、被災した債務者の債権管理を十全に行い、相談機能の発揮等に努めることや、防災集団移転促進事業にかかる抵当権解除の事務フロー等の対応について指導しております。

今後も、月次検討会議において明らかになる課題、要望等を踏まえて、当組合へのサポート策等の一層の充実に取り組んでまいります。

c 被災者への信用供与の状況

(a) 被災者に対する条件変更等の対応への指導

当組合では、震災以降、平成 24 年 11 月末までの間、東日本大震災の影響を受けている農業者、事業者、住宅ローン利用者等から、49 先、386 百万円の既往融資の返済猶予の申請を受け付け、全案件について最大 1 年間の返済猶予に応じ、返済猶予を介さない案件も含め、8 件、92 百万円の条件変更を実施しております。

また、私的整理ガイドラインについては、震災以降、平成 24 年 12 月末までに 2 件の相談を受け付けており、1 件については債務整理が成立し、1 件については弁済計画を策定中の状況となっております。

当金庫としましては、農林水産省、(株)東日本大震災事業者再生支援機構および(社)個人版私的整理ガイドライン運営委員会宮城支部と合同で二重債務対策にかかる J A 向け説明会(平成 24 年 6 月)を開催し、制度の内容や利活用に向けた手続等の周知を行うとともに、被災者から相談があった場合に、当組合が円滑かつ適切に対応できるよう対応手順等を示したマニュアルを提供しております。

また、月次で開催している県段階の会議体において、(株)東日本大震災事業者再生支援機構、(社)個人版私的整理ガイドライン運営委員会宮城県支部に状況等を確認しつつ、11 月までに二重債務問題にかかる動向等を計 4 回報告し、被災者への対応や体制整備にかかる指導を行っているほか、相談を受けた場合の窓口担当者のサポート等を行っております。

今後も、当組合における制度の活用実績等を踏まえつつ、説明会の実施等を検討してまいります。

なお、当金庫から(株)東日本大震災事業者再生支援機構および(社)個人版私的整理ガイドライン運営委員会宮城支部に 1 名ずつ出向者を派遣し、被災者の負担軽減に向けたサポート等に努めております。

(b) 新規資金需要の対応への指導

当組合では、県、市、農業信用基金協会、宮城県信用保証協会、日

本政策金融公庫，住宅金融支援機構，宮城県農業協同組合中央会（以下，「宮城県中央会」という。）等の関係機関と連携し，低利・無利子資金等の提供を行っております。

当金庫としましては，県段階の農協系統諸団体と連携し，新規融資にかかる利子補給を実施するとともに，県下統一PRの企画・展開，PR資材の提供をはじめ，以下のとおり被災者の負担軽減に努めております。

ア 農業関連資金

当組合では，事業再開にかかる資金や施設・設備の復旧にかかる設備資金などの幅広いニーズに対応できる無利子の公庫資金・農業近代化資金等各種公的制度資金による融資対応や，JAバンク利子助成を活用した低利の農業資金による融資対応を行っております。

また，東日本大震災により被害を受けた農業者の経営維持安定のため，施設の取得や運転資金に活用できる「東日本大震災農業経営安定資金」を独自資金として創設しております。農地復旧の遅れから，本格的な営農再開にかかる資金需要発生には至っておりませんが，今後の農地復旧に伴う本格的な資金需要に対しては，これらの資金を活用して対応してまいります。

当金庫としましては，本資金へ利子補給を行い，被災者の借入金利負担の軽減を図る制度を創設しているほか，信用・営農部署担当者の連携強化等による被災農業者への資金面でのサポートを充実させるべく，農業融資担当者を対象とした会議（県下JA担い手金融リーダー会議）を平成24年9月に開催し，農業近代化資金等の制度資金や保証制度の活用方法を説明するなど，制度活用を促進しております。

イ 生活関連資金

当組合では，住宅再建や補修等のニーズに対しては，被災者が返済負担軽減のメリットを最大限享受できる，当初5年間無利子の住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度を活用するとともに，住宅金融支援機構の上限額以上の資金ニーズや迅速かつ低利な資金ニーズに対しては，JA住宅ローンやJAリフォームローンにて融資対応しております。

当金庫としましては，被災者等の住宅建設，生活の再建を促進し，被災地域および被災者の復興を支援するため，平成24年4月から，

被災者等が当組合から新たに借り入れるローン（住宅ローン（リフォームローン含む）、マイカーローン、教育ローン）に対して、当組合に利子補給を行うことにより、更なる借入負担の軽減を図っております。

また、平成 24 年 9 月には、被災者の住宅再建に向けた融資や相談対応を充実させるため、当組合と特定信用事業代理業務委託契約を締結し、県域ローンセンターを設置いたしました。

県域ローンセンターでは、当組合が行う住宅ローン融資や相談対応の支援を行うほか、当組合の融資担当者の専門性向上にかかる人材育成支援にも取り組んでおります。

（c）その他

当組合では、被災者の生活再建を支援するため、平成 24 年 5 月から 7 月まで、金利を 0.4% 上乗せした復興定期貯金キャンペーンを展開いたしました。

当金庫としましては、上記の取組みを推進するべく、上乗せ金利の一部を助成しているほか、当組合が組合員・利用者への周知を行う際のチラシ・ポスター等 PR 資材の提供や、県段階の J A バンクホームページへのキャンペーン情報掲載を行うことで、当組合の取組みをサポートしております。

d 早期の事業再生に資する方策への指導

被災した農業法人等は、農機・ハウス等の施設・設備のみならず、販路・雇用等へも被害が及んでおり、事業を軌道に戻すだけでも対応の資金が必要となっている状況にあります。

これらの状況を踏まえ、当金庫としましては、被災した農業法人や被災地で新たに設立された農業法人等に対して、柔軟に資本を供与するため、平成 24 年 2 月に総額 50 億円の復興ファンド（東北農林水産業応援ファンド）を創設いたしました。復興ファンドについては、審査のポイント、事務フロー等に関する説明会（平成 24 年 8 月）を開催し、利活用促進を図っております。

また、被災地の農畜産物の販売力強化等をサポートするため、売り手と買い手のビジネスマッチング機会を提供する農商工連携の取組強化を進めております。平成 24 年 2 月には、全農宮城県本部と連携し、仙台市において「J A グループ宮城復興商談会」を開催いたしました。商談会には当金庫取引先を中心にバイヤー 45 社の来場があり、

商談件数 252 件中，37 件が成立しております。

今年度につきましては，平成 25 年 3 月に，仙台市において「J A グループ東北復興商談会」の開催を予定しております。

今後も引き続き，被災した農業法人や被災農業者等による新規設立法人に対し，ファンドを活用した資本供与等の情報提供を行うとともに，当組合における経営改善計画の策定，経営分析の実施等の支援や，商談会等のビジネスマッチング機会の提供による被災地農畜産物の販路拡大支援を通じて，農業者の早期事業再生への取組みを積極的にサポートしてまいります。

e 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策への指導

地域における農業，農地や農業者の生活基盤を維持していくうえでは，事業の円滑な承継が必要となってきます。そのため，当組合では営農部署と信用部署とが連携して担い手農家訪問を行っているほか，当組合職員に対して経営・税務・法務・相続等の事業承継に係る研修会を実施し，人材育成に努めております。

当金庫としましては，平成 24 年度より四半期ごとに開催されている営農部署と信用部署の連携会議への参画，県段階の会議体や当組合への個別訪問等を通じ，担い手農家訪問にかかる具体的な連携方法や訪問活動の進捗管理の枠組み構築等，取組強化に向けた指導を行っております。

今後も県段階の農協系統諸団体と連携し，担い手農家への訪問にかかる企画，進捗管理，人材育成にかかるサポート等を実施してまいります。

(2) 財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策への指導

当金庫では，当組合に対する J A バンク基本方針に基づくオフサイトのモニタリング（月次・半期・年次）および定期的な進捗管理を通じ，市場・信用リスクの状況を確認するほか，ストレステストを実施する等により，財務内容の健全性が保たれていることを確認しております。

(3) 被災債権の管理および回収に関する指導

当金庫では，当組合が実施する被災債権の管理および回収につきまして，以下のとおり指導・サポートを実施しております。

a 被災債権の状況把握

当組合では、震災の影響を受けた債権について、月次検討会議等を通じて関係部署との情報共有を図り、被災債権の管理、被災債務者の状況把握に努めております。

当金庫では、平成 24 年 5 月から開催されている四半期毎の「宮城県 J A 経営改善対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)等を通じ、被災債権の管理、回収状況および相談対応状況等の状況把握を行うとともに、対象とする被災債権の範囲や対応方針策定等の管理の枠組みにかかる指導・助言を行っております。

b 被災者ニーズを踏まえた支援方策への指導

当組合では、被災地域の現状と被災者の復興ニーズが多岐にわたる状況を踏まえ、被災者からの声に丁寧に耳を傾け、被災状況、事業再生・営農再開に向けた意向、経営課題、ニーズの把握を的確に行ったうえで、被災者の状況に応じた最適な支援策を提案・実施していくこととしております。

当金庫では、被災者の状況に応じた、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、月次検討会議に参画して取組状況を把握するとともに、当組合の事業間連携や、営農再開・生活再建に向けた相談機能の発揮等に対して、指導・助言を行っております。

また、平成 24 年 7 月より、全農宮城県本部と連携し、被災農家等が営農再開等に活用するリースハウス・農機等にかかるリース料総額に対し 10% (全農からの助成 5%、当組合の助成 10%を合わせると最大 25%の助成) を助成することで、被災農家の営農再開にかかる負担軽減を行っております。

また、防災集団移転促進事業の進展を受け、平成 24 年 11 月には、本事業にかかる J Aバンクの対応方向を定め、当組合を含めた県内での説明会を開催し、当組合の取組みにかかる指導・サポートを行っております。

3 指導体制の強化の進捗状況

当金庫は、平成 23 年度から 2 年間の「中期経営計画」を策定し、同計画において復興支援を最重要課題と位置付け、この課題に本支店一体となって取り組んでいくため、平成 23 年 6 月から理事長を本部長とする復興対策本部会

議を新たに設置するとともに、復興対策担当理事を配置しております。

あわせて、本店 J A バンク 統括部内に、被災農漁協等に対する経営支援策の検討や利用者相談対応を行う「復興対策部」を新設し、行政機関や全国段階の農協系統諸団体と連携するとともに、担当部・支店への指示・サポート体制を整備しております。

また、当金庫仙台支店内に、支店長をリーダーとする「J A バンク 宮城復興対策プロジェクト」を設置し、30 名を超える体制で、信用事業の復旧・復興にかかる経営対策支援や農業者向け金融支援、二重債務問題対応等への指導等の取組みを行うとともに、県段階の農協系統諸団体により設置された「J A グループ 宮城災害復興本部」と連携し、県行政や県段階の農協系統諸団体とともに、震災からの復興に取り組んでおります。

こうした支店と県段階の農協系統諸団体との連携強化のため、平成 23 年 11 月に宮城県中央会に幹部職員 2 名を派遣したほか、これとは別に、当組合における信用事業強化計画の実施・進捗管理等を支援するため、幹部職員 1 名を平成 23 年 10 月より当金庫仙台支店に配属し、平成 24 年 4 月より当組合に派遣しております。

さらに、仙台支店においては、平成 24 年 7 月に当組合の復興支援や信用事業強化計画進捗管理にかかる指導・助言等を担当する J A 経営対策班を設置し、日常的な指導・支援体制を強化しております。

4 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 信用事業強化計画の履行状況の管理

当組合の信用事業強化計画については、月次検討会議に加え、四半期に一度、対策委員会において、県行政・県段階の農協系統諸団体等の協力を得ながら履行状況の把握を行い、計画履行に向けて必要な指導および助言を行うこととしております。

また、対策委員会等を通じて把握した当組合等の履行状況および当金庫の指導状況については、半期に一度、弁護士・税理士等の有識者により構成される「第三者委員会」に報告を行い、意見の聴取ならびに評価を受けるものとしております。同委員会の意見・評価を踏まえ、当金庫経営管理委員会の下に設置し、全国の信用農業協同組合連合会会長クラスにて構成されている「J A バンク 中央本部委員会」に報告し、他県の農業協同組合等経営者による意見も踏まえ、必要な指導および助言を行うこととしております。

当組合の信用事業強化計画の履行状況（平成 24 年 9 月末基準）につい

ては、平成 24 年 11 月の対策委員会において提出を受け、当金庫の本履行状況と合わせて、平成 24 年 12 月に実施した第三者委員会の意見・評価を踏まえ J A バンク中央本部委員会に報告した後、主務大臣へ報告しております。

平成 24 年度上半期におきましては、当組合の計画に掲げた取組みについては着実に進捗しているとの評価を受けたうえで、「被災債権管理の取組み等を通じ、被災された債務者の近況を十全に把握し、相談機能の一層の発揮に努めること」「信用担当部署・営農担当部署間の連携により、組合員・利用者への機能提供等がより有効に実施できるよう取組みを進めること」等の意見を受け、当組合へフィードバックを行っております。

当金庫としましても、月次検討会議、対策委員会等を通じて、当組合が信用事業強化計画に掲げた主要施策につきましては、概ね計画どおりに実施されているものと認識しております。

(2) モニタリング

当金庫は、J A バンク基本方針に基づき、月次・半期・年次のモニタリングを行い、定期的な経営状況の把握を行っております。

具体的には、有価証券評価損益額や延滞金残高の状況を月次でモニタリングし、市場・信用リスクの状況を検証するほか、貸借対照表、損益計算書等の状況を半期・年次で分析し、ストレステストを実施しており、当組合の財務内容の健全性に問題ないことを確認しております。

a 月次モニタリング（オフサイト）

当金庫は、農協系統信用事業の共通システムを通じ、当組合のリスクや資金運用状況を把握・点検するため、毎月、以下の項目についてモニタリングを行っております。

項 目
有価証券残高
有価証券評価損益額
貯証率
有価証券減損処理懸念額
アウトライヤー比率（みなし補正值）
3 か月以上延滞金残高
貯貸率（みなし補正值）
外部格付のある与信のデフォルトによる損失見込額

ストレストテスト後自己資本比率（みなし補正值） 総体的なリスク量対自己資本（みなし補正值）
--

b 半期モニタリング（オフサイト）

当金庫は、経営状況を把握・点検するため、当組合から半期決算（平成24年9月期）終了後に以下の報告を受け、モニタリングを行っております。

項 目
上半期決算実績 組織・事業量の概況（所定様式） 貸借対照表，損益計算書

c 年次モニタリング（オフサイト）

当金庫は、経営状況を把握・点検するため、当組合から事業年度（平成24年3月期）終了後に以下の報告を受け、モニタリングを行っております。

項 目
業務報告書 総（代）会資料（事業計画書を含む） ディスクローチャー誌 組織・事業量の概況（所定様式） 農協法等に定める経営健全性基準等の遵守状況 資産自己査定結果 貸出等信用供与の状況 余裕金運用の状況 自己資本比率の状況 金利リスク等 貸借対照表，損益計算書 部門別損益の状況 連結決算の状況 会計関連資料（減損損失，繰延税金資産等） アウトライヤー基準該当に関する報告書

d オンサイトモニタリング

上記オフサイトによるモニタリングの結果，JAバンク基本方針に定める基準に抵触した場合は，宮城県中央会と連携し，当組合の財務

状況等について、統一された視点でオンサイトによるモニタリングを行うこととしております。当組合においては、平成 24 年 11 月末現在で基準抵触はない状況です。

e JA 全国監査機構による監査との連携

信用事業を実施する農業協同組合は、全国農業協同組合中央会（JA 全国監査機構）による監査を半期毎に受けることとされております。

平成 23 年度においては、平成 24 年 5 月に期末監査が実施されておりますが、監査報告書は「適正意見」であることを確認しております。

平成 24 年度においては、平成 24 年 11 月に期中監査が実施されており、監査結果等については、当金庫が県段階の農協系等諸団体と連携して実施している当組合への指導・サポートに活用してまいります。

(3) 計画の履行を確保するために必要な措置

当金庫は、当組合の経営状況や課題等を把握したうえで、信用事業強化計画の達成に必要と判断される措置を実施しております。

a 人的支援の実施

平成 24 年 4 月より、当組合に対する幹部職員 1 名の人材派遣とともに、前述のような指導体制を強化し、農協系統諸団体が一丸となって当組合のマネジメント強化をサポートしております。

b 震災相談部署への指導・サポート

当組合本店総務・金融共済部からの震災にかかる相談等に対しては、二重債務対策にかかる説明会（平成 24 年 6 月）の開催、月次で開催している県段階の会議体で適宜情報提供を行う等、貸出債権の管理・回収の実務における課題の整理や二重債務問題にかかる指導・サポートを行っております。

今後につきましても、当組合からの日常的な相談等に対し、必要に応じ外部専門家の機能も活用しながら、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

c 農業メインバンク機能強化の取組み

当金庫仙台支店に構築した、県内 JA の農業融資推進のサポート機能を担う「農業金融センター」機能の拡充・強化を通じ、当組合で農業融資にかかる企画推進・管理を担う「担い手金融リーダー」等と連

携し、当組合の事業推進体制の確立と、当組合・当金庫仙台支店による一体的な農業融資体制の整備を図っております。

具体的には、当組合が将来的な地域農業の担い手と位置づけた農業者（メイン強化先）に対して、訪問活動等により農業金融にかかるニーズを的確に把握できるよう、当金庫から訪問活動の実施方法や管理方法等を提示しております。

また、営農部署と信用部署との連携強化に向けては、より専門的で高度な農業金融サービスの提供と相談ができるよう、平成 24 年度より四半期ごとに開催されている営農部署と信用部署の連携会議に参画し、融資商品、復興ファンド関連情報、他組合の連携強化の取組み事例の提供を行うなど、必要な指導・サポートを行っております。

農業法人等大規模農業者のニーズへの対応については、当組合と当金庫による同行訪問等を行い、農業者の経営改善計画策定や災害復旧にかかる資金対応にかかる必要な指導・サポートを行っております。

新規就農に対する支援については、新規就農者向け融資にかかる利子助成や、(社)JAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた新規就農者向け研修活動に対する助成措置を講じており、今後、当組合管内農業者向けの周知を図ってまいります。

d 人材育成への支援

被災地域において農業者をはじめとする組合員・利用者からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識を持った人材の育成をサポートするため、当金庫関係会社の(株)協同セミナーによる通信研修の提供を行っているほか、農業融資にかかる資格制度であるJAバンク農業金融プランナー制度を創設し、当組合に対して資格取得を奨励しております。

当組合においては、平成 24 年度 11 月末時点で、JAバンク農業金融プランナー資格を 3 名の職員が取得しております。

また、本人確認等、成年後見制度他事務手続にかかる個別研修会の開催や、当組合向け説明会および事業推進の企画・実践等にかかるトレーニー受入制度を設ける等、当組合の人材育成をサポートしております。

(研修会開催実績)

時期	研修会内容
平成 24 年 4 月	信用事業新任職員研修

時期	研修会内容
	国債窓販（事務）研修
	年金（基礎）研修
平成 24 年 5 月	貸出実務（初級）
	信用事業管理者フォロー研修
平成 24 年 6 月	ローン推進基礎研修
	金融窓口対応研修
	貯金法務（初級）研修
	年金（実務）研修
	窓口セールス研修
	第 2 種証券外務員研修
平成 24 年 7 月	為替・決済（基礎）研修
	農業融資（個人）研修
平成 24 年 8 月	渉外リーダー研修
	窓口セールスフォロー研修
	住宅ローン提案型営業研修
	貸出法務（初級）研修
平成 24 年 9 月	金融窓口対応研修
	農業融資（個人）研修
	J A 統一ローン審査研修
	相続遺言・FPソフト J A バンク架け橋操作研修
	貯金法務（中級）研修
平成 24 年 10 月	内部管理責任者研修
	第 2 種証券外務員研修
	第 1 種証券外務員研修
	金融業務の税務基礎研修
	為替・決済（実務）研修
	店舗推進管理研修

e アグリビジネス投資育成（株）等の活用

当組合の農業者・農業法人等の取引先において、出資等のニーズがある場合には、アグリビジネス投資育成（株）等の各種ファンドの活用について、当組合の取組みを適切にサポートしております。

管内農業法人に対する各種ファンドの活用実績については、震災以降、平成 24 年 11 月末時点で、1 件、5 百万円となっております。

f A L M サポートの実施

前述のモニタリング等を通じ、A L M の実施状況を確認する中で、

当組合のALM管理態勢にかかる課題を把握し、金利リスクを含むリスク管理態勢の高度化に向けた指導を行っております。

平成24年6月には、県内JA余裕金運用担当者向け研修会を開催する等、ALM、有価証券運用にかかる当組合のリスク管理態勢の強化に向けた取組みをサポートしております。

また、当組合に対しては、総体的なリスク量管理について個別に説明を行う等（平成24年5月）、ALMの充実化に向けた指導・支援を行っております。

以上